麻薬及び向精神薬取締法施行規則の一部を改正する省令(案)新旧対照表

〇麻薬及び向精神薬取締法施行規則 (昭和二十八年厚生省令第十四号) (抄)

(傍線部分は改正部分)

一 欠こ掲げる勿以外の麻薬句清申薬亰科別表第三(第四十五条の八関係) 選	る勿以外の麻薬向清申四十五条の八関係) 現
次に	次に
	アセトンを五十%を超えて含有する(略)
ハ 四―アニリノ―一―フェネチルピペリジンとして五十ロ (略)	(新設) ローアセトンを五十%を超えて含有する物
%を超えて含有する物	
二~力 (略)	ニ〜ヲ (略) ハ アントラニル酸として五十%を超えて含有する物
	ワ ピペロナールを五十%を超えて含有する物
超えて含有する物 ヨ ーーフェネチルピペリジン―四―オンとして五十%を	(新設)
9~7 (略)	ヨ〜ソ (略) カ メチルエチルケトンを五十%を超えて含有する物